

## 令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業業務委託企画提案競技実施要領

令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業業務委託先を決定する企画提案競技を行うため、参加者を募集する。

### 1 募集内容

#### (1) 委託業務名

令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業業務

#### (2) 委託業務内容

別添「令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業業務委託仕様書」のとおりとする。

#### (3) 委託業務期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

#### (4) 委託上限額

2,761,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 2 参加資格の要件

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていないこと
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと

### 3 企画提案競技に関する事項

#### (1) スケジュール（予定）

実施要領掲載	6月9日（水）
質問受付	6月10日（木）～6月14日（月）
質問回答	6月15日（火）
企画提案書受付期間	6月16日（水）～6月30日（水）午後4時

## (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業業務委託企画提案応募申込書  
(様式1)

イ 企画提案書

企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、企画提案書は別紙「令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業業務委託仕様書」に基づいて、A4版・両面で作成すること。

なお、提案に当たっては、「①仕様書の内容を具現化したもの」、「②仕様書に独自で上乘せするもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び提案者の強み、特に重要と考えるポイント等を記載すること。

(イ) 業務概要

仕様書の「5 業務委託の内容」についてもれなく記載するとともに、特に以下のaからdの点に留意し、具体的に提案すること。また、仕様書に記載されていない新たな取組の追加提案も可能とする。

a 復職支援プログラムの設計

- ・プログラムは保育現場へ復帰するに当たり、必要な知識・技能等を得られる内容となっているか。
- ・業務全体の具体的なスケジュールが記載されており、効率的かつ効果的に事業の実施ができるような工夫がなされているか。

b 講義

- ・最新の保育事情や諸制度等の知識を習得できる内容であるか。
- ・講師は上記内容に対する十分な知識・経験を有している者であるか。

c 演習

- ・保育現場で必要となる技能を習得できる内容であるか。
- ・講師は上記内容に対する十分な知識・経験を有している者であるか。
- ・会場は演習を実施するために必要となる設備が備わっている場所であるか。

d 保育実践

- ・受入園の選定及び調整を計画どおりに進めることができるか。
- ・受講者が負担なく保育実践に参加できる体制となっているか。

(ウ) 業務運営体制

仕様書の「6 業務運営体制」に記載されている内容と、以下のaからdの点に留意し具体的に提案すること。なお、再委託は原則として認めない。

- a 本業務の運営管理体制、総括責任者等の役割等
- b 県及び連携団体との連絡体制及び連絡手段
- c 個人情報の管理、法令順守の体制
- d 事故があった場合等の危機管理対応等

ウ 業務実施体制調書（様式2）

「3（2）イ（ウ） 業務運営体制」に掲げる内容と整合性をとること。また、総括責任者、副総括責任者を明記すること。

エ 委託料見積書（様式任意）

- ・「1（4）委託上限額」に掲げる金額の範囲内で作成すること。
- ・経費の内訳表を作成すること。経費の内訳表の作成に当たっては人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、使用料・賃借料等に区分し、全て単価を計上する。
- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。

オ 会社概要等

法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

カ 本事業に類する業務の受託実績

令和元年度以降における、就業支援事業や研修事業、その他これに類する事業の受託実績（事業主体は不問、民間事業も含む。団体名、成約年度、件名、事業の概要、契約金額等が記載されていること。）

キ 会社定款等

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

ク 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ケ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 参加資格の要件を満たす旨の誓約書（様式3）

提案者は県の要請があった場合、「2 参加資格の要件」に該当することを証明する資料（契約書の写し、受託者書式による証明書等）を追加提出すること。

(3) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

正本1部、副本10部を提出する。

ただし、副本には上記「(2) キからコ」の書類の添付は要しない。

イ 提出方法

企画提案書等の提出は、持参又は郵送（書留による）とする。

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎1階）

埼玉県福祉部少子政策課 施設運営・人材確保担当

電話 048-830-3349

FAX 048-830-4784

メール a3320-02@pref.saitama.lg.jp

(イ) 受付期間

令和3年6月16日(水)から令和3年6月30日(水)午後4時まで

※ 郵送の場合は、6月30日(水)午後4時必着とし、簡易書留等文書の到着が確認できる方法で送付すること。

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

ウ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(オ) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

(4) 質問事項の受付・回答

募集の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年6月10日(木)から令和3年6月14日(月)まで

イ 受付方法

「募集の内容等に関する質問書」(様式4)に記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先

「3(3)イ(ア)提出先」と同様

エ 回答方法

質問を行った団体名を伏せた上で、令和3年6月15日(火)までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kenko/jidofukushi/kosodateshien/hoikushi/senzai.html>

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

4 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 県は、令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業委託業務業者審査委員会(以下、「委員会」という。)により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

イ 評価の視点

評価に当たっては、別紙「令和3年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラム事業委託企画提案評価項目」により審査をするものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は選定後、7月上旬に提案者全員に対して通知する。

5 契約の締結について

県は、委託契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

委託契約先候補者と協議が整わない場合又は委託契約先候補者が社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められる場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

なお、委託契約は埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

6 問合せ先

「3 (3) イ (ア) 提出先」と同様